



日医発第 1333 号（地域）

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

細 川 秀 一

（公印省略）

災害拠点病院の調査について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

災害拠点病院の整備については、厚生労働省医政局長通知「災害時における医療体制の充実強化について」別紙「災害拠点病院指定要件」（以下「指定要件」という。）により示されており、各都道府県において、当該指定要件に基づいて指定した災害拠点病院が要件に合致しているか毎年確認、報告がなされております。

今般、自然災害の頻発化・激甚化により、災害時の医療提供体制の拠点となる災害拠点病院が被災する事案が発生したことや、今後も南海トラフ地震等の大規模災害の発生が見込まれることを踏まえ、指定要件（２）①ア（ウ）及び（オ）に関する事項を含む指定要件全般やハザードマップ等による被災想定に対する具体的対策について、実地により確認する調査を実施するとのことです。

調査の詳細は添付資料のとおりですが、本年度中に各都道府県において災害拠点病院 1 施設程度で実施される予定となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

災害拠点病院の調査について

災害拠点病院の整備については、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成 24 年 3 月 21 日付け医政発 0321 第 2 号厚生労働省医政局長通知)別紙「災害拠点病院指定要件」(以下「指定要件」という。)により示し、各都道府県において、当該指定要件に基づいて指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年確認、報告していただいているところである。

今般、自然災害の頻発化・激甚化により、災害時の医療提供体制の拠点となる災害拠点病院が被災する事案が発生したことや今後も南海トラフ地震等の大規模災害の発生が見込まれることを踏まえ、災害拠点病院の運営体制や施設・整備の現状について、厚生労働省としても視察により状況を確実に把握することにより、災害時の医療提供体制の充実・強化に繋がりたいと考える。

ついては、下記のとおり指定要件に定める厚生労働省及び都道府県の行う調査を実施することとしたため、貴職におかれては、厚生労働省医政局と連携を図りながら都道府県に対する支援を行う者として地方厚生(支)局に設置された災害医療・医師偏在対策専門官(以下「災害医療・医師偏在対策専門官」という。)と連携の上、当該調査への協力をお願いしたい。

記

1. 調査期間 令和 6 年 11 月から令和 7 年 3 月まで
2. 調査対象 災害拠点病院
3. 調査担当者 災害医療・医師偏在対策専門官
各都道府県における災害拠点病院事務の担当職員
4. 調査の目的 指定要件(2)①ア(ウ)及び(オ)に関する事項を含む指定要件全般やハザードマップ等による被災想定に対する具体的対策について、実地により確認するもの。

5. そ の 他 調査対象の災害拠点病院を1施設程度選定し、調査日については、災害医療・医師偏在対策専門官と調整の上、共同で調査を実施すること。なお、日程調整の連絡については、災害医療・医師偏在対策専門官から令和6年11月以降を目途に連絡させるものとする。

【連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

災害医療係 的場 亮

電話 03-5253-1111 (内線) 2548

災害拠点病院等の調査（視察） 1

災害拠点病院等の調査

【概要・目的】

- 災害拠点病院が要件に合致しているかについては、毎年、都道府県が確認しているところ、近年の自然災害の頻発化・激甚化に加え、今後、南海トラフ地震等の巨大地震の発生も想定されることや、災害時の診療業務継続に重要な非常用自家発電設備と給水設備の要件について経過措置期間が満了したことから、災害時の医療提供体制の拠点となる災害拠点病院の運営体制や施設・整備について、厚生労働省としても都道府県と共同で実施により確認するもの。

【調査（視察）対象の選定等】

- 対象の選定については、各都道府県担当者が行うこととする。（都道府県担当部局長あて通知を発出）
- 調査対象の災害拠点病院を各都道府県1施設程度選定することとする。

【調査（視察）担当者】

- 各都道府県の担当者と災害医療・医師偏在対策専門官が共同で実施することとする。

【調査（視察）の観点】

- 災害拠点病院指定要件に定める要件に合致しているか。
 - ⇒ 一部要件に合致していないものの、都道府県の裁量による例外的な取扱を排除していないので、当該例外的な取扱の理由等を必ず確認のうえ、代替措置となり得るか確認すること。
- ハザードマップ等による被災想定に対する具体的な対策を実施しているか。
 - ⇒ 対策の内容を確認するのみでよく、当該対策の有効性については言及する必要はないこと。

災害拠点病院等の調査（視察） 2

災害拠点病院等の調査

【業務内容】

- 調査（視察）対象の災害拠点病院の選定については、都道府県担当者が実施することとし、災害医療・医師偏在対策専門官は、
 - ・ 都道府県担当者へ連絡し日程調整のうえ、共同で調査（視察）を実施すること。
 - ・ 必要に応じて都道府県担当者と事前に打ち合わせ等を実施すること。
 - ・ 調査（視察）の際は、別添の調査表を活用すること。
 - ・ 問題点が生じた場合は、都道府県担当者に対して助言・支援等を行うこと。
 - ・ 都道府県担当者に対する助言・支援等は口頭またはメールを基本とし、通知の発出は不要であること。
 - ・ 使用した調査表、助言・支援等の内容については、後日、地域医療計画課に情報提供すること。
- 調査（視察）を予定していない場合については、理由、来年度以降の調査（視察）の見込み等を確認し、地域医療計画課に連絡すること。

【留意点】

- 災害拠点病院指定要件に合致していない点をもって、指定取消とすることが本調査（視察）目的ではないことに留意すること。
 - ⇒ 一部要件に合致していないものの、都道府県の裁量による例外的な取扱を排除していないので、当該例外的な取扱の理由等を必ず確認すること。

【期待される効果】

- これまで都道府県による書面調査が主であった災害拠点病院の運営体制、施設・整備の確認について、実地により確認することで、災害時の医療提供体制の充実・強化に資することが期待される。

医政発0228第1号
令和5年2月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

災害拠点病院指定要件の一部改正について

標記については、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）別紙「災害拠点病院指定要件」（以下「指定要件」という。）により示し、必要に応じ改正を行ってきたところである。

今般、令和元年度の会計検査により、適切に浸水・止水対策がなされていない災害拠点病院があることが明らかになり、令和3年6月の参議院決算委員会において「災害拠点病院の指定に当たって、浸水想定区域に所在する場合には、浸水対策として自家発電機等の設置場所のみならず、止水対策も要件に含めることを検討すべき」との措置要求決議がなされたところである。

また、第8次医療計画の「医療計画策定指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制構築に係る指針」等の見直しを検討することを目的とした第8次医療計画等に関する検討会において、止水対策を含む浸水対策について議論が行われ、「浸水想定区域や津波災害警戒区域に所在する災害拠点病院は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や、自家発電機等の電気設備の高所移設、排水ポンプの設置等による浸水対策を講じる」こととの結論を得たところである。

これらを踏まえ、指定要件の一部を別紙のとおり改正することとしたので、貴職におかれては、改正内容等を踏まえて指定していただくようお願いする。

なお、指定要件は、令和6年4月1日より適用することとし、今後も新たな知見等を踏まえ都度見直しがあることについて、併せて留意されたい。

医政発 0321 第 2 号
平成 24 年 3 月 21 日
最終改正 医政発 0228 第 1 号
令和 5 年 2 月 28 日

(1) 運営体制

災害拠点病院として、下記の要件を満たしていること。

- ① 24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
- ② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム（E M I S）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。
- ③ 災害派遣医療チーム（D M A T）を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関の D M A T や医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
- ④ 救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。
- ⑤ 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。
- ⑥ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- ⑦ 地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。
- ⑧ ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましいこと。

(2) 施設及び設備

① 医療関係

ア. 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

- (ア) 病棟（病室、I C U 等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の 2 倍、外来患者については通常時の 5 倍程度を想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。

- (イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
- (ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。
- (エ) 浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じること。
- (オ) 災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む。）を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないこと。

イ. 設備

災害拠点病院として、下記の診療設備等を有すること。

- (ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。
- (ウ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- (エ) 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- (オ) 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等
- (カ) トリアージ・タッグ

ウ. その他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこ

と（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。）。

② 搬送関係

ア．施設

原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輛を有すること。

なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることがあることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。

イ．設備

DMA Tや医療チームの派遣に必要な緊急車輛を原則として有すること。その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

（３） 基幹災害拠点病院

- ① （１）③について、複数のDMA Tを保有していること。
- ② （１）④について、救命救急センターであること。
- ③ 災害医療の研修に必要な研修室を有すること。
- ④ （２）①ア．（イ）について、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること。
- ⑤ （２）②ア．について、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

（４） その他

災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として４月１日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であって、（２）①ア．（イ）、（エ）、（２）②ア．の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。

ただし、（２）①ア（イ）、（２）②アの要件を満たしていないものについては、具体的な整備計画を都道府県に提出するとともに、その内容について、厚生労働省に報告すること。

また、指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。

なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。

災害拠点病院指定要件 改正（別紙）

改正後	改正前
（２）施設及び設備 ①医療関係 ア．施設 災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。 （ア）、（イ） （略） （ウ） 通常時の６割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、３日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。 <u>（エ） 浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じること。</u> <u>（オ） 災害時に少なくとも３日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも３日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停</u>	（２）施設及び設備 ①医療関係 ア．施設 災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。 （ア）、（イ） （略） （ウ） 通常時の６割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、３日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。<u>なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</u> <u>（エ） 災害時に少なくとも３日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも３日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停</u>

電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む。）を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないこと。 （３）（略） （４）その他 災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として４月１日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であって、（２）①ア．（イ）、<u>（エ）</u>、（２）②ア．の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。 <u>ただし、（２）①ア（イ）、（２）②アの要件を満たしていないものについては、具体的な整備計画を都道府県に提出するとともに、その内容について、厚生労働省に報告すること。</u> <u>また、指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。</u> なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。	電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む。）を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないこと。 （３）（略） （４）その他 災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として４月１日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であって、<u>（２）①ウ．についての要件を満たしていないものについては令和２年３月までに実施することを前提に、また、（１）④（２）①ア．（イ）又は（２）②ア．の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。</u> 指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。 なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。
---	--

医政発 0717 第 8 号
令和元年 7 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

災害拠点病院指定要件の一部改正について

標記については、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年 3 月 21 日付け医政発 0321 第 2 号厚生労働省医政局長通知）別紙「災害拠点病院指定要件」（以下「指定要件」という。）により示し、必要に応じ改正を行ってきたところである。

今般、救急・災害医療提供体制等の課題について検討することを目的として開催した「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において、災害拠点病院の指定要件の見直しについて議論が行われ、電気の確保については、災害時に電力供給・燃料補給が途絶しても 3 日程度自家発電機等により病院の機能を維持できるよう、自施設における燃料の備蓄を要件として明示するとともに、水の確保については、平成 30 年に発生した一連の災害において病院等における水不足が問題となったことを踏まえ、貯水や地下水の活用等により、少なくとも 3 日分の病院の機能を維持できる水を確保することが望ましい旨明示することとの結論を得たところである。

これらを踏まえ、指定要件の一部を別紙のとおり改正することとしたので、貴職におかれては、改正内容等について御了知いただくとともに、貴管下医療機関に対し周知方お願いする。

なお、指定要件は、今後も検討会等における議論や、新たな知見等を踏まえ都度見直しがあることについて、併せて留意されたい。

医政発 0321 第 2 号

平成 24 年 3 月 21 日

最終改正 医政発 0717 第 8 号

令和元年 7 月 17 日

(1) 運営体制

災害拠点病院として、下記の要件を満たしていること。

- ① 24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
- ② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム（E M I S）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。
- ③ 災害派遣医療チーム（D M A T）を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関の D M A T や医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
- ④ 救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。
- ⑤ 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。
- ⑥ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- ⑦ 地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。
- ⑧ ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましいこと。

(2) 施設及び設備

① 医療関係

ア. 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

- (ア) 病棟（病室、I C U 等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の 2 倍、外来患者については通常時の 5 倍程度を想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。

- (イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
- (ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。
- (エ) 災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む。）を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないこと。

イ. 設備

災害拠点病院として、下記の診療設備等を有すること。

- (ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。
- (ウ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- (エ) 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- (オ) 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等
- (カ) トリアージ・タッグ

ウ. その他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。）。

② 搬送関係

ア. 施設

原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輛を有すること。

なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることがあることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。

イ. 設備

DMA Tや医療チームの派遣に必要な緊急車輛を原則として有すること。その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

(3) 基幹災害拠点病院

- ① (1) ③について、複数のDMA Tを保有していること。
- ② (1) ④について、救命救急センターであること。
- ③ 災害医療の研修に必要な研修室を有すること。
- ④ (2) ①ア. (イ) について、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること。
- ⑤ (2) ②ア. について、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

(4) その他

災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として4月1日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であって、(2) ①ウ. についての要件を満たしていないものについては令和2年3月までに実施することを前提に、また、(1) ④ (2) ①ア. (イ) 又は(2) ②ア. の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。

指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。

なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。

(別紙)

改 正 案	現 行
別紙 災害拠点病院指定要件 (1) (略) (2) 施設及び設備 ① 医療関係 ア. 施設 災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。 (ア)・(イ) (略) (ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の <u>備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。</u> また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。 (エ) <u>災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備(井戸設備を含む。)を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保</u>	別紙 災害拠点病院指定要件 (1) (略) (2) 施設及び設備 ① 医療関係 ア. 施設 災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。 (ア)・(イ) (略) (ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。 (エ) <u>適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。</u>

<u>することについても差し支えないこと。</u> イ・ウ　（略） ②　（略） （３）　（略） （４）その他 災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として４月１日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であつて、（２）①ウ. についての要件を満たしていないものについては<u>令和２年３月</u>までに整備し、又は実施することを前提に、また、（１）④（２）①ア.（イ）又は（２）②ア. の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。 指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。 なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。	イ・ウ　（略） ②　（略） （３）　（略） （４）その他 災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として４月１日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であつて、<u>（１）⑤又は⑥の要件を満たしていないものについては平成３１年３月までに、</u>（２）①ウ. についての要件を満たしていないものについては<u>平成３２年３月</u>までに整備し、又は実施することを前提に、また、（１）④（２）①ア.（イ）又は（２）②ア. の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。 指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。 なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。
---	--

事 務 連 絡
令和元年 10 月 2 日

各都道府県医療主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

「災害拠点病院指定要件」の解釈について

先日、「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」における議論を経て、「災害拠点病院指定要件の一部改正について」（令和元年 7 月 17 日付け医政発 0717 第 8 号厚生労働省医政局長通知）を発出したところであるが、当該通知による改正後の「災害拠点病院指定要件」の解釈について各都道府県より多くの問い合わせをいただいている現状を踏まえ、その解釈について下記のとおり示すこととしたため、貴職におかれては、内容について御了知いただくとともに、貴管下医療機関に対しての説明の参考とされたい。

記

既に災害拠点病院として指定されている病院であって、災害拠点病院指定要件（２）①ア（ウ）又は（エ）の要件を満たしていないものについて、令和 3 年 3 月までに要件を満たすことを前提に、指定を継続することを可能とする。なお、やむを得ない事情等により、当該期間内の整備が困難な場合においては個別に厚生労働省と相談されたい。

医政発 0321 第 2 号
平成 24 年 3 月 21 日
最終改正 医政発 0717 第 8 号
令和元年 7 月 17 日

(1) 運営体制

災害拠点病院として、下記の要件を満たしていること。

- ① 24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
- ② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム（E M I S）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。
- ③ 災害派遣医療チーム（D M A T）を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関の D M A T や医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
- ④ 救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。
- ⑤ 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。
- ⑥ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- ⑦ 地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。
- ⑧ ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましいこと。

(2) 施設及び設備

① 医療関係

ア．施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

- (ア) 病棟（病室、I C U 等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の 2 倍、外来患者については通常時の 5 倍程度を想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。

- (イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
- (ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考に検討することが望ましい。
- (エ) 災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む。）を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないこと。

イ. 設備

災害拠点病院として、下記の診療設備等を有すること。

- (ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。
- (ウ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- (エ) 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- (オ) 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等
- (カ) トリアージ・タッグ

ウ. その他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。）。

② 搬送関係

ア. 施設

原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輛を有すること。

なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることがあることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。

イ. 設備

DMA Tや医療チームの派遣に必要な緊急車輛を原則として有すること。その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

(3) 基幹災害拠点病院

- ① (1) ③について、複数のDMA Tを保有していること。
- ② (1) ④について、救命救急センターであること。
- ③ 災害医療の研修に必要な研修室を有すること。
- ④ (2) ①ア. (イ) について、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること。
- ⑤ (2) ②ア. について、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

(4) その他

災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として4月1日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であって、(2) ①ウ. についての要件を満たしていないものについては令和2年3月までに実施することを前提に、また、(1) ④ (2) ①ア. (イ) 又は(2) ②ア. の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。

指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。

なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。